

起業・第二創業をめざす起業家向け補助金の案内

起業家の新規事業開発や新事業展開への支援をします。

2 補助対象者

- (1) 起業又は第二創業をする日において、市内に住所を有し、及び市内に主たる事務所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する法人であること。
- (2) 補助金の交付決定を受けた日から 5 年以上継続して事業を営む意思を有すること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 当該補助金の申請書類の作成にあたっては、三木市中小企業サポートセンターの指導及び助言を受けていること。
- (5) 過去に三木市女性起業支援事業補助金を受けていないこと。
- (6) 今年度から、女性枠 2 件、若手枠（35 歳未満）1 件、一般 1 件で募集します。

3 補助限度額 50 万円

予算の範囲内において、対象経費の 2 分の 1 に相当する額。
ただし、予算額を超えた場合、予算額を補助金額の比で按分する場合あり。

4 申請書提出期間 6 月 11 日～7 月 12 日

問い合わせ先 三木市産業振興部商工振興課商工振興係
電話 0794-82-2000（内線 2231）